- 1. 件名:福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱に係る面談
- 2. 日時:令和2年1月30日(木)17:00~18:10
- 3. 場所:原子力規制庁18階会議室
- 4. 出席者:

原子力規制庁

長官官房

総務課 事故対処室 斉藤室長補佐

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、知見主任安全審査官、松井安全審査官、髙松係員

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部

運転・保安グループマネージャー 他1名

5. 要旨:

- 東京電力ホールディングス株式会社より、令和2年1月29日に2号機タービン建 屋北東エリアの水位計(2-T4)の指示値が上昇し、建屋近傍のサブドレンピット No.34に対して当該エリアの水位が上回ったことから、運転上の制限(LCO)逸脱を宣 言した事象について、資料に基づき以下の説明があった。
 - ▶ 1月29日11:30頃、当該エリアの水位上昇に気づき、実測したところ建 屋近傍のサブドレン水位より高くなっていることを確認し、13:29にLCO 逸脱を判断した。
 - ▶ 28日からの大雨に備え、建屋近傍サブドレン水位設定値を上げたが、実際の水位の上昇が緩やかで、当該エリアの水位の上昇の方が速かった。
 - ▶ さらに過去の水位トレンドを遡って確認したところ、29日5:30の時点で 9箇所の建屋近傍サブドレン水位より当該エリアの水位が高くなっていたこと が判明した。
 - ▶ LCO逸脱に伴い1~4号機建屋近傍のサブドレンを全台停止しており、現在は、サブドレン水位が上昇し、当該エリアの水位が下回っていることを確認している。
 - ▶ 当該エリアの水の汲み上げが完了し、滞留水の移送ができるようになれば、 LCO逸脱からの回復を判断することとしている。
 - ▶ 先ずは当該エリアの水を汲み上げるための処置を急ぐ予定。
- 原子力規制庁は上記の内容を確認し、今後の対応等について報告を求めた。
- 6. その他

資料:

2号機タービン建屋北東エリアと周辺サブドレンの水位差における運転上の制限値 逸脱について【LCO 逸脱事象】